

仕様書等回答書

令和7年5月28日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

回答に係る案件名	庁内接続用ノート型パソコン賃貸借（長期継続契約）
----------	--------------------------

No.	質問事項	回答内容
1	■質問1：仕様書〔8 賃貸借物件の返却、端末ストレージのデータ消去（又は破壊）について〕こちらは、下記の対応でもよろしいでしょうか。 ①賃貸人は、賃借人が用意した拠点（1か所）に賃借人が集約した端末機に対し、情報の復元が不可能な処理、データ消去を拠点内で実施する。 ②賃貸人は、データ消去作業を完了したのち、賃借人にデータ消去が完了したことを示す書類として「データ消去作業完了報告書」を提出し、賃借人の確認を受ける。 ③賃貸人は賃借人の拠点から賃貸借物件である端末機を撤去する。 ④後日、賃貸人は「データ消去証明書」を提出する。 質問の意図は、当方の都合にはなりますが、作業の効率上、データ消去作業完了後、即日、賃貸借物件を撤去したいと考えております。 ところが「データ消去証明書」の発行手続きに日数を要します（即日発行は不可）。 そこで、まずは即日発行可能な「データ消去作業完了報告書」にて賃借人の確認を受けて賃貸借物件を撤去し、後日、「データ消去証明書」を提出させていただきたく存じます。 この対応が不可の場合は、データ消去作業完了後、「データ消去証明書」を提出するまでの間、賃借人が用意した拠点（1か所）にて、賃貸借物件を保管させていただきたく存じます。	ご質問のと通りの認識で差し支えありません。